

## 議案第12号

### 鳥取県立障害者体育センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県立障害者体育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年6月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県立障害者体育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立障害者体育センターの設置及び管理に関する条例（平成15年鳥取県条例第1号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除条項」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在し

ない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改	正	後	改	正	前
（目的）			（目的）		
第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立障害者体育センターの設置及びその管理に関する事項について定めることとする。	第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立障害者体育センターの設置及びその管理に関する事項について定めることとする。				
（指定管理者による管理）			（指定管理者による管理）		
第3条 知事は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、センターに係る次に掲げる業務を行わせるものとする。	第3条 知事は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、センターに係る次に掲げる業務を行わせるものとする。				

- (1) センターの施設設備の維持管理に関する業務  
(2) 前号に掲げるもののほか、センターの管理に関する業務のうち、知事のみの権限に属する事務を除く業務

(指定管理者の管理の期間)

- 第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から3年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(指定管理者の選定基準)

- 第5条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第3条の規定による申請があつたときは、同条例第4条第1号から第3号までの基準によるほか、次に掲げる基準によつて同条の審査を行うものとする。

- (1) 指定管理者が、障害者の体育活動及び社会参加活動におけるセンターの優先的な利用を確保するとともに、センターの利用促進を図ること。

(2) その他知事がセンターの設置の目的を達成するために必要なと認めるものとして別に定める事項

(開館時間及び休館日)

第6条 センターの開館時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

2 センターの休館日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

(利用の許可)

第7条 センターを利用しようとする者は、指定管理者の許可を受ければならない。許可を受けた事項を変更しようとしない。ときも同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしなければならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) センターの施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそ

第3条 センターを利用しようとする者は、規則で定めるとこにより、知事の許可を受けなければならない。

(利用の許可)

第3条 センターを利用しようとする者は、規則で定めるとこにより、知事の許可を受けなければならない。

のおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成

3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、センターの管理上支障があるものとして規則で定める場合に該当するとき。

3 指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるとときは、利用許可に条件を付することができる。

#### (行為の制限等)

第8条 センターにおいては、次の行為をしてはならない。

(1) センターの施設設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2) 及び(3) 略

(4) その他知事が別に定める行為

2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対する対しては、センターの利用を拒み、又はセンターからの退去を命ずることができる。

#### (行為の制限等)

第4条 センターにおいては、次の行為をしてはならない。

(1) センターの施設設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2) 及び(3) 略

(4) その他知事が別に定める行為

2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、センターの利用を拒み、又はセンターからの退去を命ずることができること。

<p>(措置命令)</p> <p><u>第9条 指定管理者は、センターの適正な管理を図るために必要なと認めるとときは、利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命ずることができる。</u></p>	<p>(利用許可の取消し)</p> <p><u>第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときには、利用許可を取り消すことができる。</u></p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障がある行為をし、又はその行為をし、又はそのおそれのあるとき。</p>	<p>(利用料金)</p> <p><u>第11条 センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）</u></p>
<p>(措置命令)</p> <p><u>第5条 知事は、センターの適正な管理を図るために必要なと認めるとときは、第3条の規定による許可（以下「利用許可」という。）を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命ずることができる。</u></p>	<p>(利用許可の取消し)</p> <p><u>第6条 知事は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、利用許可を取り消すことができる。</u></p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) その他センターの管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。</p>	<p>(管理の委託)</p> <p><u>第7条 知事は、センターの管理を社会福祉法人鳥取県厚生事業団（以下「厚生事業団」という。）に委託する。</u></p>

<p>は、別に定めることにより、<u>指定管理者</u>にその収入として收受させる。</p>	<p>2 利用料金は、<u>指定管理者</u>が、あらかじめ知事の承認を得て定める。</p>	<p>3 知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。</p>	<p>(利用料金の減免)</p>	<p>第12条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。</p>	<p>第9条 厚生事業団は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p>	<p>(規則への委任)</p>	<p>第10条 略</p>
<p>1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公佈の日から施行する。</p> <p>(準備行為)</p>							

2 改正後の鳥取県立障害者体育センターの設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第3条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

3 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県立障害者体育センターの設置及び管理に関する条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。